表彰規程

(総 則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人 宮城県臨床検査技師会 組織運営規程第 6 条第 1 項の規程に

より、各種表彰の選考および表彰委員会の運用について定める。

(目的)

第 2 条 この規程は、一般社団法人宮城県臨床検査技師会会員の各種表彰の選考を公平かつ円滑

に行うことを目的とする。

第3条 この規程に基づく表彰の種類は次の各号とする。

- 1 一般社団法人宮城県臨床検査技師会が表彰する名誉会員表彰、<mark>特別功労賞、</mark>青木賞、その他の表彰
 - 2 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が表彰する功労賞、その他の表彰
 - 3 外部団体等から推薦依頼のあるその他の表彰

(委員会の構成)

- 第 4 条 委員会の構成員は次の各号とする。
- 1 委員長 1 名、選考委員若干名とする。
- 2 選考委員は理事会で選出し、会長が委嘱する。
- 3 委員長は選考委員の中から互選する。

(任期)

第5条この選考委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

(選考)

- 第 6 条 第 3 条で定めた表彰の該当者は次の各号の基準により選考し、理事会の承認を得た後に定時総会に推薦または該当者に書面にて通知する。
- 1 一般社団法人宮城臨床検査技師会に関する選考基準
 - (1) 名誉会員の推薦および表彰

本会員歴 20 年以上の継続会員とし、本会の発展に顕著な功績のあった満 65 歳以上の者又は本会の充実と発展のために多大の貢献が認められた学識経験者等を候補者とし、次の何れかの事項に該当する者のうちから選考する。

- ア. 会長または理事を通算 10 年以上務めた者
- イ. 日臨技役員を通算 4 年以上務めた者
- ウ. 臨床検査の分野で、顕著な研究業績を残した者
- エ. 以上のほかに、理事会が特に上記と同等以上と認めた者
 - (2)特別功労賞

本会員歴 20 年以上の継続会員とし、多年にわたり、宮城県臨床検査技師会の運営を通じ、 発展に先導的役割を果たし、その功績が顕著な満 55 歳以上で、次の何れかの事項に該当す る者のうちから選考する。

- ア. 役員、部門員歴等が原則として10年以上あること。
- イ. 人格、見識及び経歴が特に優れていること。
- ウ. 過去において、叙勲、名誉会員等、臨床検査の功績により宮城県臨床検査技師会から推 薦され表彰をうけていないこと

(3) 青木賞

当会初代会長青木大輔氏の意思に基づき、創立20周年を記念して会員の学術並びに 技術向上を目的として創設されたものである。本賞は前年度本学会に発表された業績 に対し、会員歴1年以上の者を対象に毎年1回選考する。尚、本会学会が開催されな い場合は選考しない。

- 2 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会に関する選考基準
- 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会より提示された基準に従う

外部団体等から推薦依頼のあるその他の表彰

各賞の推薦要領に従い選考する。

(表彰)

第7条第3条による各種の表彰は次の各号の通りとする。

- 1 第 3 条 1 項は、一般社団法人宮城県臨床検査技師会総会で表彰する。但し、青木賞のみ表彰状に副賞を添えるものとする。また、受賞者の氏名及び業績は本会広報に掲載する。
- 2 第 3 条 2 項は一般社団法人日本臨床衛生検査技師会に推薦し、日本医学検査学会で表彰

する。

3 第 3 条 3 項は推薦依頼のあった団体に推薦し、当該団体にて表彰する。 (補 則)

第8条この規程は、理事会の議を経なければ変更することができない。

附則

昭和 63 年 4 月制定 昭和 63 年 5 月施行

平成 2 年 6 月 16 日 字句一部整理修正

平成 14 年 7 月 3 日 字句一部整理修正

平成 17 年 7 月 9 日 字句一部整理修正

平成 18 年 12 月 8 日 表彰規程と青木賞選考規程を併合、整理修正

平成 20 年 3 月 22 日 名誉会員の推薦および表彰に関して改定、同日実施

平成 27 年 7 月 23 日 一部字句修正、東北臨床検査技師会及び表彰委員会に関して削除

平成 30 年 10 月 19 日 表彰委員会の構成および任期を追加

令和 5 年 3 月 9 日 特別功労賞の推薦および表彰について追加